

# 床暖房設備使用契約約款

お申込者（以下「甲」という）と、大阪ガス株式会社（以下「乙」という）との間に締結される契約（以下「本契約」という）は、以下の条項によります。

## （総 則）

- 第1条 乙は、住戸内に設置されている床暖房設備を所有しており、甲の申し込みによりこれを甲に貸し付けます。
- 2 乙が所有する床暖房設備とは、床暖房用コントローラーおよび温水床暖房マットをさします。

## （契約の有効期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、契約成立日から、甲が住宅所有者と締結する賃貸住宅賃貸借契約が終了する日までとし、賃貸住宅賃貸借契約の終了により本契約は終了します。

## （使 用 料）

- 第3条 甲は、所定の使用料を乙に支払うものとします。なお、使用料は入居期間の長短を問わず定額で現金一括払いとさせていただきます。
- 2 乙は使用料の入金を確認後、甲が床暖房を使用することが可能な状態にします。

## （床暖房設備の使用）

- 第4条 甲は床暖房設備を本来の用途に従い、善良なる管理者の注意を持って使用するものとします。
- 2 甲は、床暖房設備を改造、模様替え等その原状を変更すること、ならびに床暖房設備を設置場所以外で使用することはできません。

## （床暖房設備の維持・修繕等）

- 第5条 床暖房設備が故障した場合は甲が自らの負担により床暖房設備の修繕を行います。ただし、甲の責めに帰すべき事由によらない場合、または、通常の使用に伴う損耗・減耗の範囲内の場合は、乙が必要と認める範囲内で乙の負担により床暖房設備の修繕を行います。
- 2 乙が床暖房設備の維持・修繕・点検等を行うため、甲の家屋の出入りについて協力を求めた場合甲はこれに協力するものとします。

## （物件の譲渡・転貸等の禁止）

- 第6条 甲は、床暖房設備を第三者に譲渡・転貸したり担保に差し入れたりするなど、乙の所有権を侵害する行為をすることはできません。

## （協 議）

- 第7条 本契約に定めのない事項及び本契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決することとします。

## （約款の変更）

- 第8条 乙は、甲の事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更できるものとします。本約款が変更された場合、変更後の本契約の提供条件は、変更後の約款に従うものとします。
- 2 乙は、前項の変更を行う場合は、14日以上予告期間を置いて、変更後の約款の内容を甲に通知およびホームページ上に表示するものとします。ただし、変更が軽微で甲に特に不利益にならないと乙が判断した場合は、通知しないものとします。
- 3 甲が変更後の約款に同意できないときは、甲は、前項に定める予告期間中に乙に対してその旨書面により通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

この約款は大切に保管してください